

# 改善計画及び事業許可申請書の記載方法（案）

## 【目次】

- |   |                                 |            |
|---|---------------------------------|------------|
| 1 | 改善計画記載事項（案）                     | ・・・・・・・・ 1 |
| 2 | 建設業務労働者就業機会確保事業の許可申請書等記載事項（案）   | ・・・・・・・・ 3 |
|   | （参考）建設業務労働者就業機会確保事業の具体的な許可基準（案） | ・・・・・・・・ 5 |

## 1 改善計画記載事項（案）

【記載事項等】	【確認事項】
<p>1 団体の概要</p> <p>団体の名称、主な事務所の所在地            設立年月日            構成員総数及び建設事業主である構成員数            構成員に雇用されている常用労働者の総数</p> <p>事務局体制（役職員数、事務所所在地、事務局の改善計画担当者の氏名等）            団体の主たる活動区域            （例） 市及び 郡の一部            （ ）所管行政庁に提出した団体の事業報告書を添付</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2 構成事業主の労働力需給状況</p> <p>団体の構成事業主に係る建設業務労働者の過不足の状況について、記載する。            （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設事業主単位でみると、受注量に波があることから、一時的に労働者が過剰となる企業と不足する企業が、団体内にほぼ同量存在している。</li> <li>・ 職種でみても、過剰となっている職種と不足している職種が同様の職種となっている。</li> </ul> <p>3 構成事業主の雇用管理の状況</p> <p>建設業務労働者の雇用の安定又は確保を図る観点から、団体が改善措置を講ずることとした理由が明らかとなるよう、労働時間、労働環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について記載する。            （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月ごとに工事量に変動があることなどから月ごとに賃金に波があり、労働者の雇用の安定を図る観点から問題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本事項</li> <li>・ 団体の活動実績</li> <li>・ 団体の事務処理能力、財政的基盤</li> <li>・ 雇用労働者の有無（改善計画は雇用労働者の雇用の安定等のためのものであるため、雇用労働者の有無を確認）</li> <li>・ 事務処理能力</li>   <li>・ 団体の活動範囲</li>   <li>・ 団体の活動実績</li> </ul>

#### 4 改善措置の目標

2及び3を踏まえ、建設業務労働者の雇用の安定又は確保のために取り組む改善措置の目標を記載する。

(例)

- ・ 建設業務労働者就業機会確保事業を活用することにより、構成事業主が雇用する建設業務労働者の就業機会を確保し、雇用の安定を図る。

#### 5 改善措置の内容

4の目標を達成するために取り組む措置を記載する。

(例)

- ・ 構成事業主が雇用する建設業務労働者の雇用の安定を図るため、建設業務労働者就業機会確保事業を行うことについて、指導、助言、調整等を行う。
- ・ 送出先で円滑に業務に従事できるよう、教育訓練の充実について、指導、助言するとともに、団体主催の研修会を開催する。
- ・ 受入事業主の労働者の福祉の向上及び送出労働者の送出機会の確保の観点から、受入事業主の事業所における所定外労働の適正化について指導、助言を行う。

等

#### 6 改善措置の実施区域

事業主団体等による改善措置の実施区域を記載する。(事業主に対する有効な指導・助言等の有無、労働者に対する有効な雇用管理等の有無を確認)

#### 7 改善措置の実施時期

#### 8 建設業務労働者就業機会確保事業に係る計画

送出事業主及び受入事業主の組合せ、送出労働者数等

- ・ 建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。
- ・ 改善措置の内容及び実施時期が、改善計画の目標を達成するために適切なものであること。
- ・ その他(改善計画を達成する見込みが確実であること等)

## 2 建設業務労働者就業機会確保事業の許可申請書等記載事項（案）

【記載事項等】	【確認事項】
<p>1 申請書</p> <p>申請者の氏名又は名称</p> <p>申請者の住所</p> <p>申請者の役員の氏名、役名及び住所（申請者が法人の場合） 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の名称 " " 所在地</p> <p>送出責任者の氏名、職名、住所及び責任者講習の受講日・受講場所</p> <p>認定計画を策定した事業主団体の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 及び 4 - - - , (不適格者でないこと) また、基本情報（許可証記載事項）</li> <li>・ 7 及び 4 - - - , (不適格者でないこと) また、基本情報</li> <li>・ 7 (申請者の役員に不適格者がいないこと)</li> <li>・ 基本情報（許可証記載事項）</li> <li>・ 基本情報（許可証記載事項）</li> <li>・ 4 - - - (責任者講習の受講実績)</li> <li>・ 3 (認定計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととされていること)</li> </ul>
<p>2 事業計画書（申請書に添付）</p> <p>計画期間</p> <p>送出計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送出労働者数</li> <li>・ 総常用労働者数</li> <li>・ 送出料金</li> <li>・ 受入事業主</li> <li>・ 指揮命令系統</li> <li>・ 送出責任者の職務代行者の氏名</li> </ul> <p>教育訓練計画（施設・設備等の概要、教育訓練の責任者の氏名、教育訓練の内容）</p> <p>資産等の状況</p> <p>株主の状況</p> <p>労働・社会保険の加入事業所番号等</p> <p>自社が施工する工事量の確保のための計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定計画との整合性</li> <li>・ 4 - - - (送出労働者数に応じた送出責任者の選任) 及び認定計画との整合性</li> <li>・ 1 - - - (一時的に過剰となる労働者のみを事業の対象としているかどうかを確認)</li> <li>・ 1 - - - (送出労働者の賃金への影響)</li> <li>・ 4 - - - (送出地域) 及び認定計画との整合性</li> <li>・ 6 - - - (組織体制)</li> <li>・ " " "</li> <li>・ 4 - - - (教育訓練の実施)</li> <li>・ 6 - - - (事業運営を適正に行うことができる資産の有無)</li> <li>・ " " "</li> <li>・ 4 - - - (労働・社会保険の加入状況)</li> <li>・ 1 - - - (雇用安定の取組状況)</li> </ul>

送出労働者に係る賃金規定等

- 1 - (送出中の賃金が不合理でないこと)

3 添付書類

建設事業の実績を証明するもの(建設業の許可番号、建設業法第40条の3(及び建設業法施行規則第26条)に規定する事項を記載した帳簿の写等建設事業の実績を証明するもの)  
定款又は寄付行為

- 2 (建設事業の実績)
- 6 (定款等において建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととなっていること) 所在地等

登記簿謄本  
役員の住民票の写し及び履歴書  
貸借対照表及び損益計算書(個人の場合、預金残高証明書、固定資産税評価額証明書(資産)等)  
法人税の納付申告書の写し(個人の場合、所得税の納税申告書の写し)

- 7及び4 - - , (不適合者でないこと)
- 7及び4 - - , (不適合者でないこと)
- 6 - (事業運営の適正性を確保できる資産の状況)

法人税の納税証明書(個人の場合、所得税の納税証明書)  
事業所の使用権を証明する書類(賃貸借契約書等)  
送出責任者の住民票の写し及び履歴書  
個人情報管理規程

- "
- "
- 6 (適正な使用権をもった事業所であること)
- 4 - - 、 ~ 、 (不適合者でないこと等)
- 5 (個人情報の適正管理)

(参考) 建設業務労働者就業機会確保事業の具体的な許可基準(案)

建設業務労働者就業機会確保事業の具体的な許可基準としては、次のようなものとする考えられる。

- 1 当該事業が雇用の安定を目的とするものであること  
例えば、以下のようなものを判断基準とすることが考えられる。  
雇用確保のための仕事量の確保(新規成長分野への進出、工事量確保のための営業活動、工事量の平準化のための措置等)の努力をしていること。  
一時的に過剰となる労働者のみを建設業務労働者就業機会確保事業の対象とするものであること。(送出専門の労働者を雇用していないこと。)  
送出期間中の賃金について、不合理なものとしていないこと。  
送出期間中についても、適正に労災保険へ加入させていること。  
退職が決まっている労働者を送出するものでないこと。  
常用労働者のみを送出するものであること。(有期雇用者、日雇い労働者は対象外。)
- 2 実態として建設事業を営んでいること。
- 3 認定計画において、建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととされている者であること
- 4 送出労働者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有すること  
例えば、以下のようなものを判断基準とすることが考えられる。  
次のとおり、送出事業主側の責任者として雇用管理を適正に行うものが所定の要件及び手続きに従って適切に配置されていること  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法(傷害等)、暴力行為等処罰に関する法律等の規定による罰金刑を受け、その執行等の後5年以内のものでないこと。  
送出労働者の数に応じて一定数の責任者が選任されること。  
住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定なものでないこと。  
適正な雇用管理を行う上で支障がない健康状態であること。  
不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのないものであること。  
公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのないものであること。  
責任者となりうる者の名義を借用して許可を得ようとするものでないこと。  
雇用管理について、一定の実務経験等を有するものであること。  
職業安定局長が委託する者が行う責任者講習を受講したものであること。  
苦情処理等の場合に、責任者が日帰りで往復できる地域に送出すること。  
等  
次のとおり、送出事業主(法人の場合にはその役員を含む。)が、送出労働者の福祉の増進を図ることが見込まれる等適正な雇用管理を期待しうるものであること。  
労働保険、社会保険に適切に加入するほか、適用等送出労働者の福祉の増進を図ることが見込まれるものであること。  
送出事業主となり得る者の名義を借用して許可を得るものでないこと。

の、及び に該当しないものであること。

等

送出労働者に対する能力開発体制が整備されていること。

具体的には、教育訓練計画が適切に策定されていること、施設・設備・責任者等能力開発体制が整備されていること、送出労働者に受講を義務づけた教育訓練について費用を徴収するものでないこと。

- 5 個人情報を適正に管理し、送出労働者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること

例えば、以下のようなものを判断基準とすることが考えられる。

次のとおり、送出労働者の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されていること。

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

業務上知り得た送出労働者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

送出労働者から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規定があり、かつ当該規定について送出労働者への周知がなされていること。

個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

～ に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成し、これを自ら遵守するとともに、従業者に遵守させること。

等

次のとおり、送出労働者の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。

個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

- 6 その他、事業を的確に遂行するに足る能力を有すること

例えば、以下のようなものを判断基準とすることが考えられる。

事業を円滑に実施できる財産的基盤を有すること。

建設業務労働者就業機会確保事業に係る指揮命令の系統が明確である等組織体制が整備されていること。

等

- 7 申請者及びその役員中に不適格者がいないこと

例えば、申請者及びその役員中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害等の規定）、暴力行為等処罰に関する法律、入管法（不法就労助長罪）等の罪により罰金刑に処せられてから5年を経過していない者等の不適格者がいないことを要件とすることが考えられる。

## 建設業務労働者就業機会確保事業（仮称）の概要

